

近世西日本における遊女の動向

—下関を中心に—

バフヴァロヴァ・アナスタシヤ*

はじめに

近年、世界中で普及している日本の映画や漫画などの影響によって、近世日本における遊廓への興味が高まっている。一方、遊女の一般的な理解は、文芸作品に描かれ美化された遊女像にとどまっており、その実態はあまり知られていないと思われる。

近世の売春にたずさわる女性の歴史研究では、これまでも多面的なアプローチが試みられ多くの成果を上げてきた。特に、石井良助 (1961)¹、牧英正 (1970)²による法制史研究、宇佐美ミサ子 (2000)³、曾根ひろみ (2003)⁴による売春女性自身の意識や実態に着目した女性史の側面からの買売春研究、塚田孝 (1992)⁵、吉田伸之 (2003)⁶による身分研究・身分的周縁論・都市社会史研究をふまえた社会構造から性売買をとらえる研究 (いわゆる「遊廓社会」論) などは注目すべきだが、その中でもっとも先端的な成果を上げているのは、女性史と「遊廓社会」論を統合している横山百合子 (2015)⁷の研究であろう。横山は、遊女たちの意識行動を通して、遊客や「遊廓社会」と遊女の関係、および幕末期における「遊廓社会」の動揺の実態を明らかにした。横山が特に対象としたのは江戸の新吉原遊廓である。しかし、近世には新吉原のような公認の遊廓で売春を行う「遊女」⁸のみならず、非公認の「隠売女」や黙認の遊所において事実上の売春を行う「飯盛女」、「茶立女」な

ど、さまざまに身体を商品化された女性たちがいた。彼女らを社会構造論と女性史・ジェンダー研究の両側面から総合的に分析した研究はいまだ不十分である。

さらに、遊女をめぐる研究においては、遊女個人の自意識をうかがえる史料が不足しているという問題点が深刻であると思われる。

そこで本報告では、そのような貴重な史料の一例として、文化10 (1813) 年に「きぬ」という女性が帰帳の許可を願った「口上覚」⁹を取り上げる。さらに、その中で特に注目される長州藩下関 (現山口県) の遊廓・遊所に関わる史料を踏まえつつ、近世西日本における遊女の動向について検討したい。

1. 「きぬ」の「口上覚」

ここでは、「きぬ」の「口上覚」の内容を簡単に紹介したい。

表題は「御尋二付奉申上口上覚」であり、差出は弟次三郎、親類次作、五人組頭茂右衛門、組合木引平七である。この4人の願書は檜物屋町年寄栄八、辻町年寄五三郎の兩人に宛てられ、そこからさらに三沢五郎右衛門、鳥羽又三郎の2人の浜田町年寄¹⁰と御目代富右衛門に提出されている。

石見国浜田 (現島根県) 出身の「きぬ」は、文化3 (1806) 年 (21歳のとき) に、当地にやってきた出職の木地挽徳兵衛という人と一緒に欠落し大坂へ旅立った。そこで大坂の遊所へ5両で売られ、半年余り働いていた。

*お茶の水女子大学・研究生

その後、徳兵衛によって京都二条新地へ連れて行かれ、江戸での奉公状に爪印させられた。それは実は遊女奉公で、「きぬ」は騙されて江戸の吉原遊廓黒竹屋市右衛門に金30両で身売りされ、吉原遊廓で遊女を務めることになった。

同年、小嶋屋新兵衛という人に金40両で身請けされ、武蔵国川越しげ町（現埼玉県）で暮らすことになった。7年後、小嶋屋新兵衛が亡くなったとき、「きぬ」は石見国浜田の領主松平氏の江戸屋敷の人に援助を受け故郷へ帰ることにしたが、大坂で偶然に徳兵衛に再会した。それから「きぬ」は徳兵衛が自分を尾道（現広島県）か讃岐（現香川県）で売ろうとしていると知り、明石（現兵庫県）へ逃げたところを、徳兵衛に追いかけられ捕まって、彼に同行することにした。

その後、「きぬ」は尾道で船を降りるのを断ったが、徳兵衛が「一緒に長州へ行きそこで二人で暮らそう」と持ち掛けたため、これは再び自分を下関辺りへ連行して売るつもりではないかと疑い、彼を欺いて浜田に逃げ帰った。こうして「きぬ」は自分の身の解放を勝ち取ることができた。

以上のことより、次のことが理解できる。まず、「きぬ」が遊女を務めていた期間はわずか1年ほどだったが、その1年以内に3回ほど住み替えさせられた。また、住み替えさせられればさせられるほど「きぬ」の借金は5両から3～40両にまで高まった。その後「きぬ」は自分が尾道か讃岐に売られそうであることを知ったため、それを踏まえて、さらに今度は同じく遊所として有名な長州の下関で売られるのではないかと類推した。尾道や讃岐が遊所として有名だったことは、たとえば天保2（1831）年に作成された「諸国遊所見立直段附」（早稲田大学図書館所蔵）¹¹から分かる。そこでは、尾道は「西前頭 備後 尾ノ道」と幕内前頭七枚目のところとあり、讃岐は「西 さぬき 金ひ羅」と4段目に見られる。

ここで、下関へ売られるのではないかと「きぬ」に疑わせた同所の遊廓・遊所の状況について検討

したい。

2. 赤間関の稲荷町

下関の遊所の発展は、長州藩の経済活動である海運の発展とともにあった。17世紀後半、西廻り航路の開通とともにあって、特に支藩の長府藩赤間関が瀬戸内と九州、北日本を結ぶ中継港になり、交易が活発となった。18世紀半ば以降、阿弥陀寺丁から伊崎浦に至るまでのエリアは、「赤間関」と呼ばれていた（神田、2019）¹²。その模様は「赤間関絵図」（毛利家文庫・絵図380、山口県文書館所蔵）¹³でも確認できる。

近世に入ってからは、稲荷町の遊所が形を整えた。井原西鶴の『好色一代男』（天和2（1682）年）を始め多数の浮世草子にも掲載されており、また藤本箕山による『色道大鏡』¹⁴（【史料1】）という評判記（延宝6（1678）年ごろ）によれば揚屋が32軒、遊女が70人もいたことが窺える。

【史料1】藤本箕山「色道大鏡」（『色道大鏡 新版』八木書店、2006年）420頁に掲載

第十九 長門國下關 号_稲荷町_

（前略）拳屋は郭の内にもあり、外には郭の後、西のかた一筋に居をしむ。拳屋の数、三十二軒あり。公儀前傾城の数七十人とさだむ。天職廿六匁、小天神廿一匁、圍職十六匁、半夜八匁なり。寛文年中までは、傾城の町へ出る事自由にして、間屋方にも宿せり。延宝より己來、是を制し給ひて、門外へ出ず。

（中略）或人の云、下關の傾城は、大坂よりまさるべきといへり。されども、大坂は名にしおふ大郭なれば、下關を大坂の次とすべし。（後略）

その後、天保2（1831）年に作成された「諸国遊所見立直段附」では、「東 前頭 下関稲荷町 太夫廿匁 天神廿四匁」と掲載され、稲荷町は東前頭三枚目に位置している。

【史料2】は元文5（1740）年の請状であり、遊所の取り締まりに対するものである。差出は、茶屋・揚屋をやっている稲荷町の9人と奥小路町の10人である。宛先は、唐津屋安左衛門と尼崎屋安太夫という町役人だと考えられる2人である¹⁵。

【史料2】伊藤氏所蔵文書『下関市史藩制—明治前期』（下関市、1964年）177頁に掲載

御請状之事

一 兼々被仰渡候従

御公儀様御制法之旨、堅可奉相守候事

一 従先年度々被仰付候御家中御諸士様方引請、傾城買を申間敷候段、奉得其旨候事

一 御諸士様方より踊御座被遊候共仕間敷候、尤御見物等手引一切仕間敷候事

一 市中間屋衆中より旅人誂之踊は格別、町向衆中より被相頼候踊は仕間敷候事

一 傾城共揚屋之外、町向又は浜辺野辺罷成候儀、兼而

御法度に被仰渡候、御免之外、向後門外江出し申間敷候段、被仰渡奉畏候事

右一ツ書之通被仰渡奉得其旨候、前廉度々被仰付候処、近年猥に相成候様に被為聞召上、一廉可被仰付候処に御慈悲を以御赦免被為仰付難有奉存候、然上は向後月並私共寄合友誼議仕、御法度之旨可奉相守候、万一相背候者御座候はゞ、御仕置に可被仰付候、為後年連判之御請状差上申処如件

元文五年申九月

〔稲荷町〕 生野屋伝吉 宮屋助左衛門 輛屋七左衛門 大阪屋友十郎

丸屋徳右衛門 岩見屋万次郎 鳥屋後家 山口屋 かつ 増屋長左衛門

〔奥小路町〕 硯屋市九郎 福島屋孫兵衛 池田屋 仁左衛門 丸屋貞兵衛

鹿見屋惣左衛門 京屋理右衛門 奈良屋彦兵衛

桔梗屋作左衛門

橘屋仁兵衛 魚屋甚六

唐津屋安左衛門殿 尼崎屋安太夫殿

この史料から、茶屋・揚屋が諸士の傾城買いを引き受けることや、諸士に踊り見物を手引きすることと下関の町人からの依頼で踊りを提供することは禁止されたが、「市中間屋衆中より旅人誂之踊は格別」とあって、問屋を通じた旅人（商人）の踊りの注文に応じることは認められたことが窺える。つまり、問屋の商売相手である旅商人は下関の経済活動にとって重要な存在であり、ひいては茶屋・揚屋とそこの遊女たちにとっても、旅商人のような流動性の高い人々が大事な顧客であった。また、「傾城共揚屋之外、町向又は浜辺・野辺罷り成り候儀、兼而御法度に仰せ渡され候、御免之外、向後門外江出し申すまじく候」と述べられている通り、傾城（ここでの遊女の呼称）を揚屋の外へ出してはいけなかったことが理解できる。しかし、「前廉度々被仰付候処、近年猥に相成候」というところより、何度も繰り返し出された制禁にも関わらず、守られていなかったことも読み取れる。

さらに、明和4（1767）年に下関を訪れた長久保赤水によると、稲荷町の茶屋では遊女たちが歌舞伎を演じたということである（【史料3】¹⁶）。

【史料3】長久保赤水「長崎行役日記」（『紀行文集続々』博文館、1901年）516-517頁に掲載

（前略）いなり町といふ所は娼家あり、其中に歌舞妓する茶屋三軒銀三百目あたふるものあれば俄に舞といふ、その夜幸に大坂屋に興行有、舞台は江戸の湯島芝居よりも廣し、装束はさかひ町にも劣らず。間には錦を着たるもあり。浄りハ義太夫にて富士見西行なり、悪方、あら事、遊俠、法師、奴等迄皆女也、しどけなけれとも面白し、見物人すべて揚屋の案内にて入る。（後略）

つまり、傾城たちの役者としての技能が高くて、揚屋は彼女たちを揚屋の外へ稼ぎに出し、【史料2】に述べられている通り、浜辺・野原で踊りや芝居などを披露させたのではないかと推測できる。

【史料2】からは赤間関の茶屋・揚屋の数も読み取れる。稲荷町には9、奥小町には10、計19軒の茶屋・揚屋があった。

次いで、【史料4】の「毛利家乗巻之二十三」¹⁷によると、稲荷町の男女人口は次の通りであった。

【史料4】「毛利家乗巻之二十三」（『毛利家乗：復刻』防長史料出版社、1975年）掲載

（前略）

領内軒数人数ノ事

（中略）

一軒数百九拾貳軒 豊前町 男女八百六拾四人
内 男三百五拾三人 女五百拾壹人 内職人三拾八人

一軒数九拾八軒 裏町 男女貳百五拾壹人
内 男九拾六人 女百五拾五人 内職人六人

一軒数拾壹軒 稲荷町 男女貳百三拾七人
内 男貳拾八人 女貳百〇九人 内端傾城共百四拾二人 禿拾六人

合軒数貳千貳百六拾貳軒 人数八千貳百九拾九人
内 男三千九百拾六人 女四千三百八拾三人

以上赤間関在番支配軒数人別

（後略）

この史料によると、寛政4（1792）年の赤間関在番支配下の人口は、8299人であり、そのうち特に稲荷町では男女数の差が見られる。男性は26人、女性は209人、そのうち傾城142人と禿16人が存在した。

3. 伊崎新地の遊所

宝暦～天明期（1751～89）頃、長州藩の藩政改革の影響もあって、赤間関の西側の今浦から伊崎浦にかけての入江が埋め立てられ、伊崎新地という新たな町場が開発された。新地には茶屋、廻船小宿、芝居小屋などが立ち並び、明和元（1764）年からは祭礼市が年3回開催されるなど、遊所と

しての機能の充実化も図られた（神田、2019）¹⁸。

伊崎町は、以前に紹介した「諸国遊所見立直段附」（1831）に掲載されており、「西 前頭 下関 伊崎町 十二匁」と、前頭十二枚目に位置している。稲荷町ほど高位ではないが、全国のトップクラスに入っていることが窺える。

ここでの遊女は茶屋女と呼ばれた。天保期に成立した「防長風土注進案」¹⁹（【史料5】）には、今浦御開作（＝伊崎新地）に「茶屋并二諸国廻船小宿共二 六拾九軒」、「茶屋揚酒屋 四軒」、「茶屋女置屋 五軒」が存在したとある。この他に「旅人女」が104人いたという記載もあり、人数から考えて、それは当地には人別がないが出稼ぎに来ている事実上の遊女のことだと推測できる。また、「元日ハ茶屋女中、年禮廻りとして伊崎浦辺まで家毎に祝詞を述、歩行候事、先年よりの例に御座候、尤近年は元日に限り不申、十一日比に歩行候事も御座候事」というところより、茶屋女たちは元日に新年の祝詞を述べるために伊崎浦辺まで出たことが窺える。

【史料5】『防長風土注進案』第一六巻吉田宰判（山口県文書館編、一九八三年、マツノ書店）238-250頁に掲載

長門国吉田宰判風土記 九

豊浦郡之内

今浦御開作

（前略）

一家数竈数之事

家数百四拾壹軒

竈数貳百三拾竈

内 本軒拾三竈

門男 貳百拾七竈

此内

（中略）

一口数九百七拾老人

内

大庄屋 老人

御用達	三人
算用師	一人
年寄	二人
畔頭	一人
飛脚番	二人
目明	一人
男	四百拾四人
女	四百三拾七人
旅人	
男	五人
旅人	
女	百四人

(中略)

一風俗

地方 同

岡の原 宮ノ後

但此両村二農家五六軒御座候処、是ハ農業之外産業等他事なし、尤四季野菜物を作り、不斷関市中へ売歩行渡世之一助二仕候事

東西

新地市中

但当市中之儀は本往還筋と申二ても無御座、格別産業也も無之、多くハ茶屋又は諸国廻船之小宿等仕候者計二て御座候、尤こま物荒物味噌醤油揚酒白米其外諸商ひ仕候者も数軒御座候得共、睨と渡世二相成候程之商人は至而無数御座候、専ハ右之通茶屋小宿又は諸職人日用口等二て、且々当日之取渡り仕候者計二て御座候事

一市中年中行事 正月 (中略)

元日ハ茶屋女中年禮廻りとて伊崎浦辺まで家毎に祝詞を述、歩行候事先年よりの例に御座候、尤近年は元日に限り不申、十一日比に歩行候事も御座候事 (後略)

つまり、伊崎新地の遊女は、諸国廻船を引き寄せ寄港させるための重要な存在の一つであったと言える。

おわりに

以上、「きぬ」という女性の「口上覚」を読み込み、その作成の背景を遡ってみた。その結果、これは当時の遊女についての理解を深めるための貴重な史料であると確信できた。「きぬ」の「口上覚」からピックアップできる情報を分析するにつれて、彼女が移動する地域、特に下関周辺が注目された。下関は、古くから海運業の発達したエリアだったが、近世の段階においては交易や遊興などの場所として賑わっていた。遊女の存在も、土地が繁盛した理由の一つだったのであろう。また、下関周辺では旅商人をはじめ様々な流動性の高い人々が行き交っており、遊女の生活を支えていた。さらに、下関の遊女は遊所の外へ稼ぎに出されることなどもあって、公認遊廓の中に閉じ込められている遊女よりはまだ精神的な負担が軽かったのではないかと考えられる。しかし、おそらく当地には人別がなかったと推測される「旅人女」のような遊女の状態は、自身にとって不安なものだったのだらうとも思われる。

以上のことから、「きぬ」は遊女と遊廓社会の実態を知った上で、自分が商品化された存在であることを自覚したと推察できる。彼女にとっては、何度も住み替えさせられたことは大きな負担で、辛苦が増大したに違いない。さらに、多様な経験を重ねて、遊女という稼業から脱することを自ら決意したのであろう。それに対し、下関の遊女は、「きぬ」のように自分が商品化されたことを自覚していたかどうかは、史料上でははっきり分らない。しかし、「きぬ」の「口上覚」が残ったおかげで、遊女個人の自意識への想像を深めることに一歩近づくことができたと思われる。

注

- 1 石井良助『江戸時代漫筆(続)：江戸の遊女その他』、井上書房、1961年。
- 2 牧英正『近世日本の人身売買の系譜』、創文社、

- 1970年。
- 3 宇佐美ミサ子『宿場と飯盛女』、同成社、2000年。
 - 4 曾根ひろみ『娼婦と近世社会』、吉川弘文館、2003年。
 - 5 塚田孝『身分制社会と市民社会—近世日本の社会と法—』、柏書房、1992年。
 - 6 吉田伸之『身分的周縁と社会=文化構造』、部落問題研究所、2003年。
 - 7 横山百合子「幕末維新期の社会と性売買の変容」『講座 明治維新〈9〉明治維新と女性』有志舎、2015年、145-177頁。
 - 8 ただし本報告では「遊女」という言葉を、売春婦全般を指す総称としても用いる。
 - 9 「御尋ニ付奉申上口上覚」（個人蔵/石見国浜田蛭子町和久屋俵家文書、森安彦『古文書を読もう』講談社、2003年、222-228頁に掲載。
 - 10 石見史談会『浜田町史』、一誠社、1935年、137頁参照。
 - 11 「諸国遊所見立直段附」早稲田大学図書館所蔵（古典籍総合データベース）URL：
https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko10/bunko_10_08054_0002/index.html（最終閲覧日：2023/12/20）。
 - 12 神田由築「関門海峡をめぐる芸能興行と都市空間：下関を中心に」『都市史研究 6』、都市史学会編、2019年、84-85頁参照。
 - 13 「赤間関絵図」（毛利家文庫・絵図 380、山口県文書館所蔵）URL：
<http://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/msearch/photo.php?t=2&id=13211&s=1>（最終閲覧日：2023/12/20）。
 - 14 藤本箕山「色道大鏡」『色道大鏡 新版』、八木書店、2006年。
 - 15 『下関市史藩制—明治前期』（下関市、1964年）によれば、宿場所の見張りについてその二人には、延享3（1747）年に亀屋次右衛門と一緒に巡見使お通りのとき3か所へ立ち役を勤めたほうびがでたということである。
 - 16 長久保赤水「長崎行役日記」『紀行文集 続々』、博文館、1901年。
 - 17 「毛利家乗巻之二十三」『毛利家乗：復刻』防長史料出版社、1975年。
 - 18 神田由築「関門海峡をめぐる芸能興行と都市空間：下関を中心に」『都市史研究 6』、都市史学会編、2019年、85頁参照。
 - 19 「防長風土注進案 第十六卷」山口県文書館『防長風土注進案 第16巻』、マツノ書店、1983年。